

## 1 意見対応表にかかる資料抜粋

| No. | 旧  | 新   |
|-----|--|---|
| 3   | <p><b>1.2 高台市街地の基本的な考え方</b></p> <p>立地適正化計画では、津波浸水深 2m 以上のエリアは居住誘導区域に含めていない。移転想定対象範囲は、立地適正化計画の計画対象範囲である都市計画区域をベースとし、そのうち津波浸水深（L2）2m 以上の範囲とする。</p> <p>移転想定対象範囲に居住する人口は、長期的に居住誘導区域への誘導を目指すものの、居住誘導区域に収まらない人口については、高台市街地での収容も想定する。</p> | <p><b>1.2 高台市街地の基本的な考え方</b></p> <p>高台市街地の検討は、事前復興まちづくりの一環である。事前復興まちづくりは立地適正化計画内では完結せず、具体的な取組内容等は事前復興まちづくり計画で検討していく。</p> <p>立地適正化計画では、居住誘導区域への移転を考慮しつつ、高台必要面積を算出し、それが収容できるだけの大まかな高台市街地（案）を示す。</p> <p>高台必要面積の算出にあたって、津波浸水深 2m 以上のエリアを居住誘導区域から除外したことを考慮し、立地適正化計画の計画対象範囲である都市計画区域のうち、津波浸水深（L2）2m 以上の範囲を移転想定対象範囲とする。</p> <p>移転想定対象範囲に居住する人口は、長期的に居住誘導区域への誘導を目指すものの、居住誘導区域に収まらない人口については、高台市街地での収容も想定する。</p> |